

公募公示

下記のとおり公募に付します。

令和3年10月25日

記

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思表明書の提出を求める公示

次のとおり、参加意思表明書の提出を招請します。

1. 業務概要

- ①業務名 令和4・5年度函館競馬場タクシー乗用伝票利用契約
- ②業務内容 日本中央競馬会函館競馬場（以下「当場」という。）にタクシー乗用伝票（料金後払いチケット。以下「乗用伝票」という。）を供給、使用に応じて精算事務を行うもの。
- ③契約期間 令和4年1月1日から令和5年12月31日まで

2. 当該招請の主旨

本業務は、当場におけるタクシーの業務利用に際し、事前に乗用伝票を供給、本会の使用に応じた利用実績を月毎に集計し、「タクシー使用明細書」および「請求書」を作成の上、本会に提出、精算事務を行うものである。下記の応募要件を満たし、かつ、本業務の実施を希望する者の参加意思を確認することを目的とし、参加意思表明書の提出を招請する公募を実施するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる者との契約手続に移行する予定である。

3. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 「令和3～5年度日本中央競馬会「物品等の調達に係る競争参加者資格及び等級格付け審査基準」において、「契約の種類」が「役務等契約」であって、「業種の区分」が「ハイヤー・タクシー」又は「その他」であり、いずれかの等級に格付された者であること。
- ② 事業の種類別として「一般乗用旅客用自動車運送事業」の許可を、営業区域として「函館交通圏」の許可を得ている事業者（ただし、福祉タクシーのみの許可は除く。以下「認可事業者」という。）のタクシーを利用できる乗用伝票を提供できること。
- ③ 本公告から参加意思表明書の提出日までの間に、本会からの競争入札参加停止措置を受けている日が含まれていないこと。
- ④ 過去3年の間に日本中央競馬会または、金融機関、官庁、地方公共団体または公営競技団体等から業務履行上の瑕疵による競争入札参加停止措置並びに指名停止措置を受けたことがない者であること。
- ⑤ なお、上記①から②に該当する事業者からの委任により、当該事業者の乗車伝票発行・請求・代金受払業務を代行する組合・委員会等の団体（以下「組合等団体」という。）についても応募を可とする。
- ⑥ その他の要件については、参加資格要件・仕様説明書に記載する。

(2) 業務要件

- ① 24時間配車可能なタクシーを利用できる乗用伝票を供給すること。
- ② 本契約にかかる事務手数料は無償とする。
- ③ 乗用伝票数量不足の際には、速やかに納入すること。
- ④ 使用された乗用伝票に基づき、請求書を月締めで毎月末日（月末日が土日祝日の場合は翌営業日）までに提出可能なこと。
- ⑤ タクシー料金請求時に部署毎の明細書（利用日、伝票番号、利用料金、自動車道通行料金、合計額等が明記されているもの）を添付できること。
- ⑥ その他の要件については、参加資格要件・仕様説明書に記載する。

4. 手続き等

(1) 担当部署

〒042-8585 北海道函館市駒場町12番2号
日本中央競馬会 函館競馬場 総務課 水谷・玉井
TEL0138-53-1021

(2) 参加意思表明書の交付期間、場所

- ① 交付期間：令和3年10月25日から令和3年11月18日まで
時間帯：10:00～15:00（12:00～13:00を除く）
※ 担当者不在時は、交付できない場合がある。
不在日 月・火・土・日・祝日

- ② 交付場所：上記(1)の担当部署で手交する。

(3) 参加意思表明書の提出期限、場所

- ① 提出期限：令和3年11月18日 16:00まで
② 提出場所：上記(1)の担当部署
③ 提出方法：下記資料を添付のうえ、持参すること。
④ 添付資料：

・企業概要

事業内容、従業員数、保有台数等がわかるパンフレット等
組合等団体については、団体の組織構成、事業内容がわかるもの

・参加資格確認書類

令和3～5年度日本中央競馬会「物品等の調達に係る競争参加者資格及び等級格付け審査基準」における等級等が確認できるもの（競争入札資格申請受付システムの名簿内容照会画面（写））

・国土交通省北海道運輸局の認可書（写）〔認可事業者に限る〕

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃・料金および（深夜早朝割増、迎車料金等の一切を含む）認可台数に関するもの

・利用可能タクシー事業者一覧〔組合等団体に限る〕

組合等団体については、乗用伝票を利用できる各認可事業者の一覧

⑤ 審査結果の通知等

審査結果の通知は、審査終了後申請者に対して、(1)の担当部署から電話で通知する。

5. 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、本会所定の形式により契約書を作成するものとする。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 参加意思表明書等の作成及び提出のための費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
(3) 関連情報を入手するための窓口は、4.(1)に同じ。

掲載責任者 函館競馬場副場長 伊藤 哲也